

調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 16 日

鳥取県東部地域振興事務所長 藤田 美奈子

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県東部庁舎清掃業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（4）入札方法

ア 入札は紙により行うものであること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を含め記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有し、その業種区分が以下のアからウまでの全てに登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の給水管理（清掃）

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てを行われた者でないこと。

（5）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「建築物衛生法」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定により、以下のアからウまでに掲げる事業のすべてにおいて鳥取県知事又は鳥取市長の登録を受けている者であること。ただし、公告日現在において、アからウまでに掲げる事業に係る作業の監督を行う者（以下「監督者」という。）の必要な資格及び雇用関係を確認できる場合に限る。なお、アの監督者については、鳥取県内在住又は概ね 1 時間以内に鳥取県東部庁舎へ到着できる者であり、アのうち建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 8 号の監督者については、清掃作業の監督者に限ること。

ア 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号

イ 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号

ウ 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 7 号

- (6) 令和3年4月1日以降に国又は鳥取県内の地方公共団体若しくは国立大学法人の施設を管理する者が発注した延べ床面積3,000 平方メートル以上の建物の清掃業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (7) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課総務・危機管理担当

電話 0857-20-3505

電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月16日（月）から同年3月2日（月）までの間にインターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月16日（月）から同年3月2日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時

令和8年3月12日（木）午前11時即時開札。（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月11日午後5時とする。）

イ 場所

鳥取市立川町六丁目176番地 鳥取県東部庁舎5階 501会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に令和8年3月2日（月）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札のときにおいて2の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には、鳥取県東部庁舎管理調達最低制限価格制度実施要領(令和6年12月5日施行)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者(以下「最低価格者」という。)を落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。